

介護サービスの利用料

サービスを利用した場合、原則として費用の一部(下記)を負担して、残りは介護保険から支給されます。

年金収入等	280万円未満	280万円以上 ※1	340万円以上 ※2
負担割合	1割	2割	3割

在宅・介護予防サービスを利用した場合

費用の一部を負担しますが、要介護度ごとに支給される限度額【7ページ】が決められており、その限度額を超えた分は全額自己負担となります。

ただし、施設に通ったり、短期間入所するサービスなどについては、別途費用がかかります。※3



- ※1 合計所得金額160万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額280万円(単身世帯の場合。2人以上の世帯の場合346万円)以上。
 ※2 合計所得金額220万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額340万円(単身世帯の場合。2人以上の世帯の場合463万円)以上。
 ※3 日常生活費・食費・滞在費などの費用が別途かかります。

施設サービスを利用した場合

費用の一部負担に加え、居住費、食費、日常生活費を負担します。



◆居住費(滞在費)、食費のめやす(日額)

負担額は施設や居室の種類により異なります。住民税課税世帯の場合は、下表が標準的な費用となります。※1

居室の種類		居住費(滞在費)	食費
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋	2,006円	1,392円 ※3
ユニット型個室の多床室	共有リビングがある簡易個室部屋	1,668円 (1,171円) ※2	
従来型個室	共有リビングがない個室部屋	377円 (855円) ※2	
多床室	相部屋		

⚠ 住民税非課税世帯で一定の要件を満たす方は、「負担限度額認定」の申請をすることで費用が軽減されます。

- ※1 施設の設定した居住費(滞在費)・食費が標準的な費用を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。
 ※2 ()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 ※3 令和3年8月からは1,455円となります。

負担額が高額になったら？

世帯内で1か月のサービスにかかる利用者負担のうち、下表の上限額を超えた分が、高額介護サービス費として支給されます。※1

利用者負担段階区分	令和3年7月まで	令和3年8月から
	上限額(世帯合計)	上限額(世帯合計)
年収約1,160万円以上	44,400円	140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満		93,000円
年収約383万円～約770万円未満		44,400円
・一般(住民税課税世帯で現役並み以外)	44,400円	44,400円
・世帯全員が住民税非課税の方など	24,600円	24,600円
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人15,000円	個人15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	個人15,000円 15,000円	個人15,000円 15,000円

◆介護保険と医療保険※2の自己負担額が高くなったら？

両制度の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額のうち、一定の負担限度額を超えた分が、高額医療合算介護サービス費として支給されます。※1

※1 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給を受ける場合は、中野区へ申請が必要です。

※2 医療保険とは、国民健康保険・職場の健康保険・後期高齢者医療制度などのことです。